

武蔵野市保育料審議会

答 申

(案)

平成 30 年 12 月

1 はじめに

本審議会は平成 30 年 9 月 6 日、武蔵野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例施行規則第 7 条の規定に基づき特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担（以後、「保育料」という。）の額の見直しについて市長から諮問を受け、本市の保育を取り巻く環境の変化や国の制度改正などを注視しつつ、前回、平成 26 年の審議会審議で共有された、子ども一人ひとりの個性が尊重され、子どもの最善の利益が実現できるよう、その子どもに合った教育・保育施設を保護者が希望して選べるように、公平感のある保育料を設定することを念頭に置きながら多角的に審議を行った。

2 審議会における確認事項

今回の保育料審議会は、前回の審議会の答申で 3～4 年に 1 回程度の審議会を開催することについて言及がなされたことを踏まえ、前回の審議会から 4 年後となる今年度で開催した。

本審議会では、前回答申後における保育の状況の変化や幼児教育・保育の無償化を始めとする国の制度改正の概要、市内の保育施設の整備状況や待機児数の推移、幼稚園や認可外施設への助成について説明を受けた後、以下の事項において検討を行った。

（1）前回答申内容について

前回の保育料審議会は、子ども・子育て支援新制度の開始を翌年に控えた平成 26 年に設置され、新制度の給付を受ける教育・保育施設に通う未就学児が新たに 1 号から 3 号までの認定を受けることになり、それぞれに対して保育料を設定することとなった。市では、1 号認定こどもの保育料については、国の示す保育料上限額のとりの設定とし、国の示す保育料設定とは別に、2 号認定の 3 歳児の保育料設定の継続のほか、3 号認定の 0 歳児の保育料設定を新たに行った。

また、保育の利用時間に応じた保育短時間認定と保育標準時間認定の保育料を設定した。市では保育短時間認定の保育料を、国の示す保育標準時間認定の保育料より約 1.7% 減額する考え方をとらずに、保育標準時間認定と保育短時間認定の最大保育時間の差を考慮し、保育標準時間認定の保育料の 11 分の 8 とする設定とした。

多子世帯への保育料の軽減については、現行の保育料において所得の低い階層から中間層にかけて保育料が抑えられていることや給付対象施設の拡大を考慮し、国の方針と同じく、第 2 子を半額、第 3 子を無料とすることとした。

(2) 前回答申後4年間の武蔵野市の動き

保育所の待機児童数は認可保育所等の整備を進め、平成26年からの5年間で1200名を超える定員の確保により、26年4月の208名から30年4月の53名まで大幅に減少させることができた。

また、認可外保育施設入所児童保育助成金については、認可保育所との利用料の格差を縮めるため、定額の助成金を支払う形式から認可保育所に入所していた場合の差額を所得階層に応じて最大5万円まで補助する形式に変更した。

さらに、保育所とともに幼児期を支える私立幼稚園に対する支援として、平成30年4月から入園料補助金を従来の3万円から5万円まで引き上げるとともに、教育時間以外の預かり保育を拡充する施設に対して補助金の新設を行っている。

(3) 国や東京都の動き

国は、平成27年の子ども・子育て支援新制度の開始後も、待機児童解消加速化プランや子育て安心プランなどの待機児童解消に向けた取り組みとともに、新制度実施後の見直しのほか、幼児教育・保育の段階的無償化などを進めてきた。

新制度実施後の見直しについては、地方からの意見として保育標準時間認定と保育短時間認定の統合などについても議論の俎上に上がっている。

また、幼児教育・保育の無償化については、平成31(2019)年10月の消費税増税とともに実施が予定されているが、全容は現段階では分かっていない。

(4) 前回答申の付帯事項

新制度給付に入らない教育・保育施設等利用者への配慮や認可外助成金のさらなる拡充、私立幼稚園への支援拡充については、(2)に記載の取り組みを行ってきている。

3 結 論

本審議会では、以上のことを総合的に勘案し、以下のとおりとすべきとの結論に達した。

保育料については、子ども・子育て支援新制度がスタートした平成27年度に大幅な改定を行い3年が経過した。待機児童解消に向けた保育施設の整備の進展や保育短時間認定の保育料が他自治体よりも低く抑えられている現状など保育料改定の要素はあるものの、平成31(2019)年10月に実施が予定されている幼児教育・保育の無償化や、新制度移行後の5年をめどに行われる制度見直しなど保育料に大きく影響を与える事項が不確定であるため、現段階で改定に向けた審議は難しいとの結論となり、今回は据え置くことが妥当であると判断した。

4 付帯事項

(1) 多様な施設の利用者への配慮

認可外保育施設においては、前回の答申以降 5 万円を上限とする差額助成制度に切り替え、多子世帯のとらえ方の見直しにより、認可保育所入所者との保育料の差が縮まっている。また、幼稚園利用者については、入園料補助金を 3 万円から 5 万円に引き上げたほか、幼稚園の預かり保育拡充を促進するため、幼稚園に対して預かり保育拡充事業補助金などの独自補助を行い、就業の有無にかかわらず、すべての利用者負担の軽減に努めている。

幼児教育・保育の無償化に伴う制度変更がなされる場合においても、現行制度の趣旨を踏まえた、継続的な配慮を求める。

(2) 保育施設のさらなる整備

共働き世帯の増加等などにより保育を必要とする世帯が増加し、保育利用希望者数は年々増加している。平成 26 年からの 4 年間で認可保育所 10 園をはじめとする保育所整備により 1200 名を超える定員の確保を行っているが、待機児童数は平成 26 年 4 月の 208 名から 30 年 4 月の 53 名にまで減少したものの、依然として 50 名を超える待機児童数が発生している。一方で、認可保育所だけでなく、認証保育所や一時保育、病児・病後児保育等の多様な保育ニーズに対応する施設整備も求められている。今後は、幼児教育・保育の無償化により、入所申込の増加も見込まれることから、待機児童の早期解消とともに誰もが希望する施設に入れるように整備を進めることを求める。

(3) 幼児教育・保育の無償化により発生する諸問題について

平成 31(2019)年 10 月からの実施が予定されている幼児教育・保育の無償化を受けて、今後無償化の対象となる施設への入所申込数が増えることも予想される。これらの需要を満たすための保育施設等の整備のほか、従事する保育士等の人材不足への対応や保育の質の担保などへの対応も急務となっている。

また、現段階では 1 号認定と 2 号認定の給食費の負担についての国の考え方が示されていない。このため、市として負担のあり方についてさまざまな角度から考える必要がある。

今後制度全体の概要が明らかになった時点で、制度開始後の財政負担などにも考慮しながら、費用負担を検討することを求める。

(4) 保育の質の確保について

急増する保育需要に対応するために、既存施設や新規保育施設での保育人材の確保が難しくなっているが、本市においては、幼稚園や保育所向けに研修の実施や保育アドバイザーの巡回支援などにより、保育の質の維持・向上に向けた各種取り組みを行っている。どの教育・保育施設においても、子ども一人ひとりの個性が尊重され、子どもの最善の利益が保障され、豊かな体験や遊びを通して子どもが育つよう、保育の質の向上へのさらなる取り組みの検討を求める。また、特別な支援や配慮の必要な子どもが増えてくる現状を踏まえ、幼児教育や保育への支援など安定的な保育運営についてもさらなる支援を行うことを求める。

5 おわりに

今回の保育料審議会では、子ども・子育て支援新制度開始前に改定した保育料が適正な状態にあるかなど、前回答申内容の確認とともに保育料改定の議論を行った。

結論に記載したとおり、平成 31(2019)年 10 月に実施が予定されている幼児教育・保育の無償化の状況が見通せない段階において、適切な保育料の設定は難しく、今回の改定を見送ることとした。

そのため次回の審議会は、今後社会経済情勢や状況の変化に即応した保育料のあり方を審議するため、幼児教育・保育の無償化による影響を考慮できる時期に開催すべきである。

また、本審議会では、幼稚園や保育所に通う子どもだけではなく、武蔵野市の全ての未就学児を視野に入れ、保育料にとどまらず武蔵野市の子どもたちの生活や保育のあるべき方向について、広く語られた。武蔵野市の子どもたち一人ひとりがかけがえのない存在として認められ、障害の有無などに左右されることなく、各人の個性が尊重され、適切な配慮のもと成長・発達を等しく保障され、市内の多様な保育・教育施設を選択できるよう、公平感のある保育料設定を検討すべきであることを付言しておく。

本審議会の審議に参加した委員は、次のとおりである。

会	長	榎	田	二三子	(武蔵野大学教育学部こども発達学科教授)
副	会	加	藤	篤彦	(武蔵野市私立幼稚園連合会会長)
委	員	古	谷	寿一郎	(一般社団法人武蔵野市医師会)
委	員	矢	島	和美	(武蔵野市民生児童委員協議会会長)
委	員	三	澤	和宏	(公益財団法人武蔵野市子ども協会理事長)
委	員	西	卷	民一	(西久保保育園園長)
委	員	岡	部	萬智子	(株式会社すみれ代表取締役社長)
委	員	安	藤	孝	(武蔵野市私立幼稚園PTA連合会)
委	員	天	野	妙	(武蔵野市保育園父母会連合会)

審議会は次のとおり開催された。

第1回 平成30年 9月 6日

第2回 平成30年10月16日

第3回 平成30年11月26日